

令和4年第2回（4月）臨時会

# 西伊豆町議会会議録

令和4年4月20日 開会

令和4年4月20日 閉会

西伊豆町議会

## 令和4年第2回（4月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（4月20日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員会報告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉会宣告	25
○署名議員	26

令和4年第2回(4月)西伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年4月20日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度西伊豆町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(西伊豆町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度繰越旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第21号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	健康福祉課長	渡邊 貴 浩 君
窓口税務課長	高橋 昌 子 君	教育委員会 教務局長	真野 隆 弘 君

---

職務のため出席した者

議会事務局長	松本 正 人	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

---

西伊豆町告示第41号

令和4年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月15日

西伊豆町長 星野 淨 晋

1 期 日 令和4年4月20日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号））
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- (3) 令和3年度繰越旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の締結について
- (4) 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

2 番 浅 賀 元 希 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

6 番 高 橋 敬 治 君

7 番 山 田 厚 司 君

8 番 西 島 繁 樹 君

9 番 堤 和 夫 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和4年第2回（4月）臨時町議会

（第1日 4月20日）

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回西伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎議会運営委員会報告

○議長（山田厚司君） 議会運営委員長、高橋敬治君。

○議会運営委員長（高橋敬治君） 運営委員会から報告をいたします。

本日の臨時議会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までとしております。

以上、報告いたします。

---

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） ただちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

---

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名



○議長（山田厚司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

8番 西島 繁樹 君、

9番 堤 和夫 君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

こちらにつきましては、令和4年3月18日に、令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）を補正し、専決したものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、承認第2号1ページ、お開きください。

専決第1号 専決処分書令和3年度西伊豆町一般会計補正予算括（11号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、2月11日から、町内医療施設及び福祉施設において、新型コロナウイルス感染症に伴うクラスターが発生したことにより、濃厚接触者等の家庭内感染や、市中感染の拡大防止を図るため、町内宿泊施設を借り上げ、濃厚接触者等の関係者を隔離したものでございます。

歳入歳出総額にそれぞれ225万円を追加し、総額をそれぞれ90億525万円とさせていただいたもので、補正内容は、歳入につきましては、事業費の全額657万円を、地方創生臨時交付金で充当するものとし、事業費合計額657万円のうち、予備費から充当した432万円については、その財源となる財政調整基金繰入金を減額するものでございます。歳出につきましては、3月1日から3月10日にかかる施設借上料225万円を計上したものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに657万円。

18款繰入金、1項繰入金ともに432万円の減。

歳入合計に225万円を追加し、90億525万円としたいものです。

歳出です。款、項、補正額の順に朗読いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、共に225万円。

歳出合計に225万円を追加し、90億525万円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入ですが、これにつきましては先ほど説明しました、第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。

14款2項1目総務費国庫補助金、657万円。2月13日から3月10日までの26日間の施設借上料については、全額、地方創生臨時交付金から充当します。

18款1項1目財政調整基金繰入金、432万円の減。既存予算の予備費から充用した432万円については、地方創生臨時交付金で歳入を計上するため、財政調整基金繰入金から減額をいたします。

3、歳出です。

4款1項2目13節、使用料及び賃借料225万円。3月1日から3月10日までの10日間の施設借上料となります。

以上で簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 4ページですけども、施設借上料、225万円あるわけですけども、これは、何部屋ぐらいを借り上げたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） はい。225万円支出した分の部屋の借上料ということなんですけど、15部屋を借り上げました。15部屋を10日間借りたものでございます。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 15部屋は全て使用したというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） その日によってですね、借りた部屋数というのは違ってまいります。で、そのデータについては、その日によって使った部屋数は異なります。そのデータについては持っておりませんが、病院側とホテル側で直接やってもらってですね、使っておりますのでこちらとしては、そのデータを持っておりません。

で、なぜ15部屋を借りたかって言いますと結局、そのホテルのほうがですね、全てお借りしないと、結局蔓延してしまう可能性もございますので、全てを借りた上で、対応していただいたという形になっております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そうしますと、ホテル、名前はいいですけども、そのホテル全体をお借りしたと。こういう考えでよろしいですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） はい、そのホテルのですね、最初に説明したかと思うんですがエレベーターが2箇所ありまして、フロア分けができますので、一般のお客さんが使用する部分と、隔離する分と、ということで、使用する分の部屋だけは全部お借りしたという形になります。

○議長（山田厚司君） ほかにございませんか。よろしいですか。

10 番、増山勇君。

○10 番（増山勇君） 1 点お聞きしたい。地方創生交付金、この使い道についてね、こういうコロナ対策に関しても、オーケーということで載ってるわけですけどもね。どこまでどういう範囲までこの地方創生臨時交付金が使用できるのか、わかれば教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、コロナ対策に係るものについてはですね、ほとんどが町創生臨時交付金の対象となります。今回第 5 回分としまして、1 億 1,780 万 8,000 円が交付されるわけなんですけれども、令和 3 年度分については PCR 検査の手数料、それから先ほど申し上げた施設の使用料に使用しております。

令和 4 年度分については例えば観光誘客の事業だったり、サンセットコインの利用料ですか、そちらのほう、そういったものにも、対象となりまして、合計で 6,047 万 5,000 円を当初予算に計上しております。差引きの 4,996 万 4,000 円につきましては今後、補正予算等で対応していく予定でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、承認第 2 号は原案のとおり可決されました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第3号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、ただいま提案されました、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され令和4年4月1日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に西伊豆町税条例等の一部を改正する条例を、3月31日公布、4月1日施行することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたが、その内容について同条第3項の規定に基づき、報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

承認第3号をめぐっていただきまして、2枚目が、専決第2号、令和4年3月31日の専決処分書でございます。さらに1枚めぐっていただきますと、ここから、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例の、改正文でございます。

改正文は、1ページから7ページまでございまして、その改正文により、既存の条例を改めます。

次に、8ページから、新旧対照表になっておりまして、20ページまでとなっております。この新旧対照表は、左側が現行条例、右側が改正案で、改正箇所は、アンダーラインでお示ししております。

なお、この改正文、及び新旧対照表につきましては、総務省自治税務局から示された、法令改正の例示に倣ったものでございますので、改正文及び新旧対照表、並びに、法令改正に伴う項ずれ等に、対応するものは割愛させていただきまして、税制改正に伴う主な改正点に

ついて、お配りさせていただいた、専決承認第3号資料により、説明させていただきます。

では、資料をご覧ください。初めに、個人住民税に関する改正でございます。

住民税の住宅ローン控除の適用者（居住年が令和4年から7年）におきまして、①の部分ですが、所得税額から控除しきれなかった場合、その額を所得税の課税総所得金額等の7%、（最高13万6,500円）から、5%、（最高9万7,500円）の控除限度額に変更し、その範囲内で、個人住民税額から控除するというものでございます。

なお、この控除限度額については、消費税率の引上げにより行われた措置でしたので、今回、この消費税率引上げによる、需要平準化対策が終了したことに伴い、消費税引上げ前の5%（最高9万7,500円）に戻ったものです。②として、この措置による減収は、地方特別交付金により全額国庫で補填されます。

続きまして、固定資産税の関係でございます。固定資産税の土地の負担調整措置につきまして、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。西伊豆町につきましては、商業地がないため影響がありません。住宅用地、農地等については、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。

負担調整措置とは、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させるため負担水準が高い土地は、税負担を引下げ、また、据置き負担水準が低い土地は、なだらかに税負担を上昇させることを重視した、税負担の調整措置を行っているわけですが、このような調整を継続するというものです。

最後に、施行期間でございますが、令和4年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、令和5年1月1日、及び令和6年1月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 1番最後のページのどこ、西伊豆町町税の先ほど説明のあった一部改正する条例の主な改正点の中で、住宅ローン控除がありました。この中で居住年数、居住年が令和4年から7年という4年間であるということで説明がありましたんですけど、このあれは、詳細今説明がありましたんですけど、はい、我が西伊豆町の場合、対象者数ってのは大体ど

のぐらいあるもんなんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 居住年が4年から7年ということで、まだこれからなのでわかりませんが、令和3年の申告が4月に終了して、現在集計しているので最新はまだわかりませんが、前年の令和3年、令和2年中のケースでいきますと、53名で大体金額が200万円程度の軽減を受けています。以上です。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） もう1点、せつかくの説明がありましから固定資産税の関係について、西伊豆町は商業地がないため、影響なしという説明がありましたけど、西伊豆町の町内の区分でいくと。商業地ってない、ゼロですか、ないんですか。それとも、何かこう説明がちょっと商業地という概念がちょっとすいません、私、こんがらがってるんだけど、商業地がないということでもいいですか。ゼロですということですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、西伊豆町は商業地はございません。あるのは、普通住宅用地と併用住宅用地です。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 初めて就任したばかりでちょっとややこしい質問するけど、8ページの所得割課税標準という項目あるんですけど、ここの部分で、ずっときて新しい改正のほうでは、ただし書がなくなってるんですよ。特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。の次のただし、から条文がなくなってるんですけど、この条文がなくなった理由は何でしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど窓口税務課長も、説明のときに申し上げてるかと思いますが、上部条例の改正に伴いましてこの条例改正を行っておりますので、上部条例の中で、ただし書が消されれば、私たちはそれに沿って消さなければいけないというものでございまして、西伊豆町があえてこのただし書を消したというのではなく、全国的にこのただし書が消えているというふうにご理解をいただければと思います。

○5番（芹澤 孝君） 上部条例はそれでいいんだけど、だからその理由は何で消したのかっていうことを知りたいわけです。わからないっていうことであれば、仕方ないですけど、そ

れで、13 ページ、13 ページの真ん中のところで10条の2ってありますよね。10条の2、ここのところの条文が右と左、全く同じことを書いてあると思うんだけど、これ、左の場合はですね、法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2になるんじゃないのこれ。現在西伊豆町の条例の場合、2分の1じゃない。だと思んですが違います。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、それにつきましては、申し訳ありませんが確認をさせていただきます。この10条の2ですけれども、ここについては、10条の2の2のところから、ここがまず持分割合、持分割合じゃないですね。条例で定める割合が4分の3から5分の4になったということと、あとは、上位法令のほうで、項ずれがあったので、項が若干全部違ってきています。1番最後に、25条が一つ増えまして、それでまた、現在の法令より、数が多くなっております。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 条文が増えたってことを聞いているんじゃないかって、この10条の2のね、割合は3分の1とするってことの3が違っているんじゃないかっていうことを聞いているんです。2じゃないかと、2分の1じゃないかってこと。

それとですね、15ページお願いします。いいですか。15ページ。15ページのですね、10条の3略の次からの下の改正のところですね、これ、単にみんな、改正部分については、などなどっていうか、等が入ってるだけなんですよ。この理由、等を入れた理由ってのはわかります。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。これについてもですね、やはり同じような回答になってしまうんですけれども、上位法令のほうで、この等というものがついてきましたので、西伊豆町の税条例もその地方税法に合わせた形で等を入れさせていただきました。以上です。

○議長（山田厚司君） ということです。ほかに質疑ありますか。

はい、9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 一番最後の資料のところで住宅ローン控除のところなんですけども、これは、居住年が令和4年から7年の4年間ということで、この間に所得が増えた場合は、こういう控除というのは、4年間の間に所得が多くなったり、少なくなったり、上下する場合がありますね、そういう場合、所得が多くなった場合は控除できなくて、少なかったときに控除する、こういう考えでよろしいですか。



○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） これについては所得制限がなかったなので、所得によって受ける、受けられないはございません。以上です。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうなると所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%を控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するわけですね。だから控除し切れなかった額を、個人住民税から控除するのではないんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。住宅ローンの控除の関係なんですけれども申告等をしていただいて、所得税が発生すれば、そこから控除されて、そこからし切れなかった場合は、その残った部分について限度額の範囲内で控除をするというものでございます。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第20号 令和3年度繰越旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第20号は、令和3年度繰越旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは議案第20号についてご説明いたします。

資料1枚おめくりください。議案第20号の説明調書でございます。令和3年度繰越 旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の締結についてでございます。

1、全体の工事概要校舎、RC造3階建て延床面積2,708㎡給食棟鉄骨造平屋建て、延べ床面積125㎡体育倉庫

木造平屋建て、延床面積40㎡屋内運動場 鉄骨造平屋建て、延床面積1,024㎡

続きまして、2、今回の主な変更内容です。

1、建築工事、校舎棟外部足場の減、（A=3,433㎡から、=1,888㎡）

校舎棟防音パネルの追加A=424㎡杭引き抜き工事の減（L=1,858メートルの改減）

発生材処分費の減（V=2,292㎡からV=2,058㎡）

外構工事の追加（砕石敷きの追加A=2,797㎡、防球ネット柱及び照明柱撤去の追加N=17本）

電気設備工事グランド照明機器撤去の追加N=4

基機械設備工事既設給水管撤去の追加L=65m

続きまして3、工事費内訳書でございます。当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額、1億4,990万円、1億3,178万円、1,815万円の減。

建築工事、9,819万396円、8,425万34円、1,394万362円の減。

電気設備工事、444万5,430円、467万6,280円、23万850円の増。

機械設備工事、743万2,937円、801万9,137円、58万6,200円の増。

直接工事費計、1億1,006万8,763円、9,694万5,451円、1,312万3,312円の減。

諸経費、2,623万1,237円、2,285万4,549円、337万6,688円の減。

工事価格計、1億3,630万円、1億1,980万円、1,650万円の減。

消費税相当額、1,363万円、1,198万円、165万円の減。

合計、1億4,993万円、1億3,178万円、1,815万円の減。

請負比率が83.639%でございます。

落札額、1億1,400万円、1億10万円、1,390万円の減。

消費税相当額、1,140万円、1,001万円、139万円の減。

契約額、1億2,540万円、1億1,011万円、1,529万円の減としたいものでございます。

1枚おめくりください。こちらの建設工事変更請負契約書(案)の写しを添付させていただいております。

もう1枚おめくりください。こちらは説明資料図面ナンバー1としまして、工事計画の配置図を添付させていただいております。今回の主な変更内容について、図面を見ながらご説明いたします。

まず、建築工事の主な変更点については、4点ございます。1点目は、校舎等の外部足場の施工面積の減でございます。図面をご覧ください。校舎棟外部に足場を施工する予定でしたが、解体を施工するに当たり、重機の進入路や中庭の壁面など、実際には、外部足場を設置する必要のない壁面がございましたので、施工実績に基づき、3,438㎡から、1,888㎡に、変更したいものでございます。金額が約474万9,000円の減額となります。

2点目は、給食棟の防音パネルの追加でございます。仁科小の授業への騒音の影響を最小限に控えるため、校舎西側の壁面で青色の斜線で囲まれた部分、424㎡を防音シートから、防音パネルに変更したものでございます。金額は約29万1,000円の増額となります。

3点目は、杭の引き抜き工事の減でございます。小中一貫校の建設地が決まっていないため、杭の引き抜きを変更したいものでございます。杭は、直径400mmのPC杭で、143本、延長1,858mを見込んでおりました。

また、杭の引き続き変更に伴い、発生材処分費も減となります。数量は、2,292㎡から2,058㎡に変更したいものでございます。金額は約1,986万5,000円の減額となります。

4点目は外構工事として、校舎跡地について、赤色で着色した部分2,797.7㎡に、厚さ6cmのですね、碎石敷を追加施工したいものでございます。理由としましては、学校側から、仁科小学校の教員、または来客、イベント時の保護者の駐車場としてですね、活用したい旨の要望がありましたが、解体後の埋戻土が軟弱でありまして、跡地の管理、または有効利用

を総合的に判断し施行したいものでございます。金額は約318万9,000円の増額となります。

また、防球ネット柱は赤字の㊸番になりますが、こちらが13本で照明柱は㊸番と記載してありますが、こちらが4本。防球ネットを1,200㎡、とうてき板は㊸番と記載してありますが、こちらを1箇所、こちらの撤去ですね、追加施工したいものでございます。金額は約627万5,000円の増額となります。

続きまして電気設備工事の変更点でございます。照明柱の撤去に伴いまして、グランド照明機器4基を追加で撤去したものでございます。金額は約23万1,000円の増額となります。

続きまして、機械設備工事の変更点でございます。説明資料図面のもので、ナンバー2をご覧ください。こちらの赤色とバッテン部分が、施工箇所となります。当初設計では、グラウンド敷地内の消火栓の手前です、バルブ止めをする契約でありましたが、床掘りをしたところの石綿管であることが判明しました。石綿管を完全撤去するため、校舎西側ですね、採掘を進めたところ、校舎西側花壇に敷設されていた水道管の管頭が浅くて、計画地盤高より高い位置であったため、校舎西側の消火栓の手前までですね、約延長が65mの間を撤去して、その撤去した部分でバルブ止めをしたというものでございます。金額は約58万6,000円の増額となります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 先ほど、芹澤議員の質問でありました、西伊豆町税条例第10条の2について確認したところ、2分の1ではなく、3分の1で間違いございませんでした。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいでしょうか。それでは、これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。質疑いかがですか。

議案第20号です。よろしいですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 基本的なところの質問なんですけどね、今回の内容の中で、杭の引き抜きだとか外構だとか、こういうところってのは、工事を、解体工事やってく上で出てきたものに対応して、変更してくと、これはもう通常の当たり前の作業なんですけども、一つだけ聞かしてもらいたいのは、この防球ネットだとか照明ですね、これがなぜ、当初の解体工事の計画に入ってなかったか、この点お聞かせください。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 防球ネットにつきましては実際、校舎跡地ですね、跡地の利用等の関係で、実際に、今、先川の方の地質調査やっておりますが、実際に旧西伊豆中学校という話になったときに、その山側が、ちょっと土砂災害特別警戒区域になるということで、実際にこの配置等を考えたときに、やはりあの道路側の、今既存のですね、防球ネット等もですね、実際に建設には支障が出てくるだろうということもありまして、当初でそちらのほう見込んでいたんですけど、そちらのほうの状況によりまして、今回、追加で入れさせていただいたという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと理由としてはわかりにくいんですけども、例えばここに新たな西伊豆中学を建てる、小中一貫校建てるというつもりで、これ解体してるわけですよね。そのときに、防球ネットだとか、照明、これをどうするかって議論は当然あってしかるべきだったんじゃないのかなと。

これを当初の工事に入れなかったのはどういう理由ですかっていうですから、ちょっと今の答弁当たらないと思うんですけど。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それともう一つ理由のほうがですね、実際に照明灯につきましては、実際に老朽化が進んでおりまして、そちらのほうの施設の修繕ということもございました。

で、実際にこの今後の利用を考えたときに、このときにですね、一応撤去させていただいて、今後の利用計画等が決まりましたら、それとあわせて整備をしたほうがいいんじゃないかということで総合的に判断して、そのような形をとらせていただいたという状況です。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 3回目ですから最後にしますけども、ということは、最初は照明灯な

んかは修繕をして新しいところに使う予定だったってことですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。ご指摘の防球ネットと照明なんですけども、当初の学校の建設の図面は皆さんも頭の中に、おおよそ入ってるかと思えますけども、認定こども園の場所ですね、ここではなくして、というような話で進めているときに、小中の校舎そして体育館でサブグラウンド的なものっていうのが、もともとの旧西伊豆中学校のグラウンドのところで、サブグラウンドは考えておりましたので、当然そこには防球ネットが必要になってまいりますので、そこに必要なものを撤去してしまうわけにはいかないのです、そもそもこれを撤去するという考えはございませんでした。

ただ、県のほうから、裏のところは特別警戒区域に指定をされたことによりまして、とてもじゃないですけども、建物が山側に建てられないということで、仮に建てるのであれば、道路すれすれぐらいのところまで迫ってしか建てられないので、サブグラウンドは当然つくれないと。

そうしますと防球ネットは必要がない、しかも建設に当たっては、今度は防球ネットまた照明の支柱が邪魔になってしまいますので、これを削らなければ、建てることができないという判断から、これを撤去するという方向にしたものでございまして、当初は、サブグラウンドとして使う予定がありましたので、防球ネット必要だったということで、あえて残しているというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 20 号 令和 3 年度繰越旧西伊豆中学校校舎等解体工事変更請負契約の提案締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第 6、議案第 21 号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 21 号は、西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第 21 号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正等を踏まえ、労働者が仕事と育児等を両立できるようにするため、事業主は育児休業を取得しやすい雇用環境を整備すること、妊娠、出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置を講じることなどが、定められるとともに、期間を定めて雇用される者の育児介護休業取得要件が緩和されました。

また、令和 3 年 8 月に人事院が公表した公務員人事管理に関する報告等において、国家公務員について、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために、所要の措置を講じるよう示されるとともに、地方公共団体についても同様の措置を講じるよう、国から技術的助言が发出されております。

これらを踏まえ、法の一部改正や人事院から示された措置の内容に係る規定の整備をするとともに、国家公務員の措置との均衡を図るよう、所要の見直し等を行うものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正案では、現行の第 22 条を第 24 条とし、第 21 条の次に、第 22 条（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）を加えております。職員もしくは職員の配偶者が妊娠、出産したと申出があった場合、職員に対して、育児休業制度を周知し取得意向を確認するという義務が、任命権者に課せられました。現行の制度では、個別周知の努力義務のみで、周知確認は厳密に任命権者に求められていませんでした。周知方法には、該当職員との面接や書面を通じた伝達かいずれかの方法を選択します。

また、育児休業取得意向の確認の際は、職員に対し休業の取得を控えるよう促したり圧力をかけたりすることは認められません。

第 23 条（勤務環境の整備に関する措置）として、今回の改正で、任命権者に対し育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が新たに義務づけられました。現行の制度では、環境整備に関しての規定はありませんでしたが、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備などの措置を講じなければならなくなります。

1 ページにお戻りください。この条例は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） 1 ページをお願いいたします。23 条のところにですね、(2) 育児休業に関する相談体制の整備とあるんですけども、この相談をですね、受ける方は、どういった方が受けるようになるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 総務課のほうの担当者のほうが受けるような格好になってきます。

○議長（山田厚司君） 2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） その上にもですね、研修の実施とありますけども、これ条例が通りますと、4 月 1 日から施行ということになると思うんですけども、そういった整備は、既に概略でも、整っているっていうことでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今現在、近隣市町も条例を制定したばかりですもんで、情報を共



有しながら、どんな格好でやっていくかっていうのを今現在、検討してできるだけ早く体制の整備をしたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） もう1点、ちょっと細かなところなんですけども、22条のところですね、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、とあるんですけども、この任命権者って、どなたを指すんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 町長です。

○議長（山田厚司君） ほか、ありますか質疑。

9番堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 1ページ今の、元希議員の、言ったとこですけど、その上の第23条の（1）ですね。職員に対する育児休業に係る研修の実施、ということが書かれているんですけども、この研修の実施ってというのは、どのようなことを具体的に行っていくわけですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言いましたように近隣市町と情報共有するわけですけども今考えてるのは、マニュアル等を作りまして、そこら辺のもので周知するような格好のことを考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これも2番議員の質問に関連するんですけども、例えば今回これが条例化される。それで、今までもこういうことってあったと思うんですよ。それに対しては、例えば妊娠または出産について申出があったとか、あるいは、勤務環境の整備に関する措置とか、こういうの、今まではどういう対応をしてたのかっていうところを少し聞かしてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今までもですね退職者からそのような相談とか、妊娠しましたとか、あった場合は、総務のほうの担当者のほうがいろいろお話をしたり紹介したりという事をやっておりました。

今回も法改正によりましてこの条例によって、明文化っていうか、されるということで今まで全くやってこなかったことではありません、やったことも条例によって明文化します。

やってこなかったこともあるかもしれませんが、そこら辺職員の環境整備ということで、働きやすい環境を目指す意味で、このような条例を一部改正ということで行います。

○議長（山田厚司君） ほか質疑、よろしいですか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません、繰り返しの質問で申し訳ありません。先ほど言った22条のですね、任命権者が、町長ってということなんですけども、通常であれば、私も任命権は町長かなと思ったんですけども、その後ろに当該任命権者に対し、ってある。当該ってということは、複数の任命権者がいてその中で担当の任命権者っていうふうに私はとったんですけども、そういった意味で質問させていただいたんですけども、あくまでも町長ということによってよろしいのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 任命権者というのは、職員が当該任命権者に対してのこっちの1番前の任命権者にかかるような格好に、なってると思いますけども。

○議長（山田厚司君） 任命権者と当該任命権者同じってということですか。

○2番（浅賀元希君） ですから、それをあえて当該っていう文字が要らないんじゃないかなと思ったら、そのつけたっていうことに意味があるのかなあと思ったものですから、すいません。

○議長（山田厚司君） その辺の答弁どうぞ。

はい、町長。

○町長（星野淨晋君） 普通の話言葉とかっていうのであれば、それでいいのかもしれませんが、その後ろにあります職員も、あれですね職員というものに全て当該がついてると思うんですね。なので、職員だけでずっと文章が続いていくと、どの職員を指してるんだってということになるんで、当該職員で、この職員を指してますっていうことの当該、だと思っんですよ。

ですから、任命権者も、当該を指すことによってこの任命権者っていうことを指していると思うんで、この条例上の第22条中は、この人ですよっていうのをずっと引きずったまま行かせるために当該が頭にくっついていて、条が変わると、この当該がまた取れて、任命権者、もしくは職員がこう書き直されてるというふうに、ご理解をいただければいいのかなと思います。

多分、条例上、全ての条例がこういう書き方をされているんで、取るってということになり

ますと、国、県、市町全てがこの当該を取らなければいけないと、いうことですが、条文の書き方上こうなっているというふうに思っていたくしか方法はないのかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましても上位法令の人事院規則のほうが、そのような言い回しになってまして、それを引用してるような格好で当該という部分が、載ってきてるような格好になっております。

○議長（山田厚司君） 2番浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいませんけども、今のお話で、別に納得しないわけじゃないんですけども、ちょっとお話を聞いている中でですね、例えば役場の職員については、町長、それから議会事務局ですとか、教育委員会ですとか、そういったこの組織は別組織に基本的になるわけですね。そういったところの、町に対してというようなニュアンスもあるのかなってちょっと話を聞いてて思った部分があったんですけども、これは今でなくても結構ですので、また、何かわかりましたら、そこでもお願いしたいと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 先ほどの件ですけども1ページ、第23条の（1）職員に対する育児休業に係る研修の実施、ということは、これは職員が職員またはその家族、奥さんが妊娠してから、こういう研修を実施するんですか、それともその前に職員を集めて、こういうふうな育児休業のとり方があるよとか、そういうマニュアル、そういうものを作るのかその辺、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 両方に関わってくると思います。事前に管理職等に対して、そのような研修をやることも必要だと思っておりますし、対象者が出てきたとき対象者に対しての、そんなこういうふうになってます、どうしますっていう部分も必要だと思っております、そこら辺は、両方を考えていくような格好で行ってはいきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 21 号西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、  
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（山田厚司君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 4 年第 2 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 41 分

